

有効期間置き換えに関する申出書

令和 年 月 日

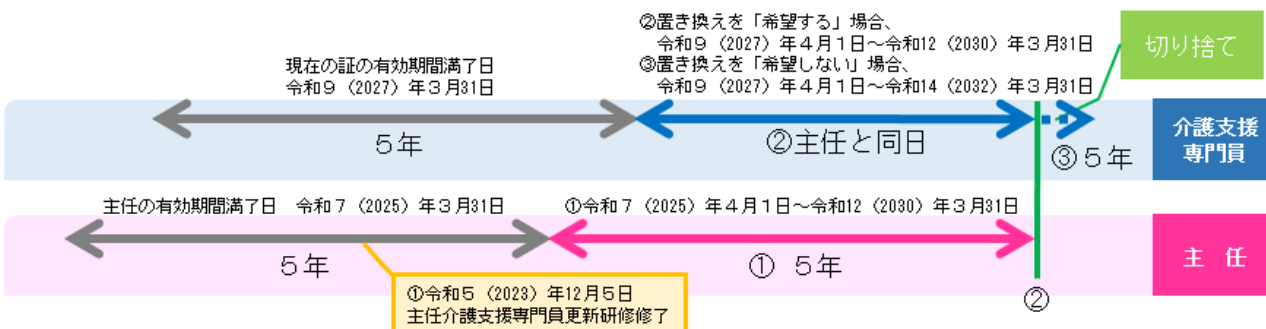
登録番号							
申請者	フリガナ						
	氏名						

介護支援専門員証の有効期間の置き換えについて いずれかに○印を記入

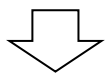
<input type="radio"/>	希望する (介護支援専門員証の有効期間を主任介護支援専門員の有効期間満了日に置き換えて管理)
<input type="radio"/>	希望しない (介護支援専門員と主任介護支援専門員それぞれの有効期間を管理)
<input type="radio"/>	置き換えられない (更新後の介護支援専門員証有効期間満了日が主任有効期間満了日より早く失効)

<有効期間の置き換え例>

- 申請前の介護支援専門員証の有効期間満了日→令和9(2027)年3月31日
主任介護支援専門員の有効期間満了日 →令和12(2030)年3月31日



- ① 主任介護支援専門員更新研修を修了
 - ・主任介護支援専門員の有効期間は自動的に5年更新
 - ・介護支援専門員証の更新に必要な専門(更新)研修Ⅱ相当免除 ※自動更新されないため、別途更新申請が必要



介護支援専門員証の有効期間更新申請時(様式8号)に、
有効期間置き換えに関する申出書(第8号・別添様式)を併せて提出

- ② 置き換え「希望する」とした場合、介護支援専門員証の有効期間は主任の有効期間満了日と同日となる
 - ③ // 「希望しない」とした場合、介護支援専門員証の有効期間は現在の有効期間から5年後の日となる
- なお、次回更新のための主任介護支援専門員更新研修は、介護支援専門員証の有効期間が始まる令和9年4月1日から主任の有効期間満了日である令和12年3月31日の間に修了することで専門研修Ⅱ相当免除となる

【留意事項】

- 本様式は主任介護支援専門員更新研修を修了した方が、介護支援専門員証の更新を申請する際に様式第8号(申請書類は茨城県ホームページ「主任介護支援専門員の資格取得・更新」からダウンロード)と併せて提出してください。なお、既に介護支援専門員証の有効期間を置き換えている場合は、提出不要です。
- 置き換えて介護支援専門員証を交付した後は元に戻すことができません。それぞれの置き換え後の有効期間満了日確認は各自、茨城県ホームページ「主任介護支援専門員の資格取得・更新」>「置き換えることができる・できないの判定は?」>「置き換え判定ツール」のご利用をお願いいたします。